介護保険事業支援計画に記載した、市町村が行う自立支援、介護予防又は重度化防止及び 介護給付の適正化に関する取組の支援についての目標(令和3年度)に対する自己評価結果

都道府県名: 鳥取県

ア 取組の支援についての自己評価結果

項目名

介護予防の推進

目標を設定するに至った現状と課題

- ・ 高齢者の在宅生活を支えるには、医療・介護等の専門職が協働で個別の生活課題・支援等を検討する地域ケア会議が有効であり、各市町村において管内のリハビリ専門職と連携して開催しているところであるが、一部の市町村ではその専門職の確保が課題となっている。
- ・ 高齢者の生きがい、健康づくり、社会参加の仕組みとして、各市町村で通いの場への立ち上げ・継続支援が行われているが、コロナ下で市町村によって通いの場の現状に差が生じている。

取組の実施内容、実績

- ・ 高齢者の在宅生活を支える多職種による地域ケア会議に取り組む市町村に対して、必要なリハビリ専門職の派遣の調整、支援を行った。(派遣回数) R3:4 市町、56回
- ・ 市町村が実施する、住民主体の通いの場の調査・効果検証や、感染予防と介護予防の両立に向けた モデル的な取組等に対して、アドバイザー(有識者)を派遣した。(派遣件数) R3:2 町、4 回
- ・ 自立支援・介護予防に向けた適切な支援方法等を提案・助言できるPT・OT・ST等の養成研修の支援を行った。(研修開催) R3:14回
- ・ 住民の介護予防や生活支援に重要な役割を担う生活支援コーディネーターの養成や資質向上のための研修、支援員による伴走型支援を実施した。(研修等開催) R3:6回

自己評価

・ リハビリ専門職の養成支援や市町村への派遣、生活支援コーディネーターの活動支援、感染予防と 介護予防の両立に向けて取り組む市町村への介護予防アドバイザーの派遣等により、コロナ下にお いても地域ケア会議や介護予防等の取組充実に必要な支援を実施することができた。

イ 管内保険者の自己評価結果の概要

- ・ 地域ケア会議の充実、介護予防の推進については、多くの保険者がその重要性を認識しており、コロナ下における通いの場の縮小や閉鎖後の活動再開の難しさ、介護予防教室等への参加者の減少等に悩みつつも、オンライン等をうまく活用するなど感染対策に配慮した取組を実施している。
- ・ 介護予防の更なる推進に向けては、地域包括支援センターやリハビリ専門職等との連携、地域住民 の参画が必要と考えている保険者が多く、地域住民と行政をつなぐ生活支援コーディネーターの重 要性が増している。

ウ まとめ (ア及びイから考察した現状・課題と対応策)

- ・ コロナに負けない地域づくりが重要となる中、各市町村においてもオンライン等の活用といった感染対策の徹底や、リハビリ専門職等との更なる連携等により介護予防に取り組んでいる。
- ・ 県としては、生活支援コーディネーターへの研修や支援員による伴走型支援を引き続き実施すると ともに、介護予防に取り組む市町村を伴走支援する支援員(リハビリ専門職)を新たに配置する。
- ・併せて、リハビリ専門職等の市町村への派遣調整等を引き続き実施するほか、感染対策や介護予防等に関するアドバイザー(有識者)を市町村へ派遣するなど、市町村の課題等に応じた伴走型支援を実施し事業を推進していく。

介護保険事業支援計画に記載した、市町村が行う自立支援、介護予防又は重度化防止及び 介護給付の適正化に関する取組の支援についての目標(令和3年度)に対する自己評価結果

都道府県名: 鳥取県

ア 取組の支援についての自己評価結果

項目名

認知症施策の推進

目標を設定するに至った現状と課題

- ・ 認知症の人の数は増加し続けており、今後も増加が見込まれるため、認知症の人が住み慣れた地域で希望と尊厳を持って暮らせるよう、医療連携等十分な体制づくりが必要である。
- ・ 若年性認知症の人には、就労や経済面など本人の生活環境に応じた取組が不可欠である。
- ・ 認知症高齢者への虐待事案は引き続き発生しており、一次窓口となる市町村への専門的支援が必要である。

取組の実施内容、実績

- ・ 高齢者が日頃受診するかかりつけ医による認知症の早期発見、対応力向上のための研修会を地区医師会と連携して開催した。(9回/3圏域)
- ・ 認知症地域医療の中核となる認知症サポート医を養成するため、認知症サポート医養成研修(国立 長寿医療センター主催)に医師を派遣した。(派遣人数)R3:6人
- ・ 若年性認知症の人への支援を一体的に行う若年性認知症コーディネーターを各圏域に配置し、就労 等の相談支援や居場所づくり、医療福祉労働等関係者の支援体制構築、普及啓発等を実施した。
- ・ 市町村からの高齢者権利擁護に係る相談窓口を各圏域に設置し、弁護士・社会福祉士等の専門家による助言や、ケース会議への派遣等を実施した。(相談件数) R3:84件

自己評価

- ・ かかりつけ医に対し適切な認知症診療の知識・技術や認知症の人とその家族を支える知識と方法を 習得するための研修を継続して実施するとともに、認知症サポート医を養成しそのフォローアップ を行うことで、かかりつけ医とサポート医との適切な連携体制の構築を図ることができた。
- ・ 若年性認知症コーディネーターによる迅速かつ細やかな相談対応や就労支援、受診同行など、暮らしと就労と医療の総合的かつ伴走型の支援を行うことができた。また関係機関との支援体制構築、 普及啓発等を実施した。
- ・ 高齢者権利擁護に係る法律・福祉の専門職による相談支援や研修会を実施し、迅速かつ適切な解決 に結びつけることができている。

イ 管内保険者の自己評価結果の概要

- ・ 認知症サポーター養成は着実に実施できており、今後も推進していく。
- ・ 認知症の方の社会参加の場として認知症カフェ開催の取り組みが進んできている。

ウ まとめ (ア及びイから考察した現状・課題と対応策)

- ・ 市町村が養成する認知症サポーターを地域での活動に繋げるための地域づくりや人材育成 (チームオレンジ) に取り組む。
- ・ 若年性認知症は早期に対応することで、その後も就労を続けられるなど生活の質が大きく向上する ことから、認知症疾患医療センターと連携して受診後に速やかに相談支援に繋げるためのピアサポート事業を実施する。

介護保険事業支援計画に記載した、市町村が行う自立支援、介護予防又は重度化防止及び 介護給付の適正化に関する取組の支援についての目標(令和3年度)に対する自己評価結果

都道府県名: 鳥取県

ア 取組の支援についての自己評価結果

項目名

給付適正化の推進

目標を設定するに至った現状と課題

- ・本県の介護保険費用は、介護保険制度創設以来、増加し続けている。
 (H12 (2000): 262 億円 → H30 (2018): 584 億円→R22 (2040): 724 億円 ※推計値)
- ・ 今後も要介護認定者数の増が見込まれており、費用増は不可避である。
- ・ 制度への信頼、持続可能性を高める意味でも給付の適正化に向けた取組の充実は必要不可欠である。

取組の実施内容、実績

- 「縦覧点検・医療情報との突合」については県内全ての保険者で実施済み。
- ・ 県、鳥取県国民健康保険団体連合会(以下「県国保連」)の共催により、介護給付適正化研修会を開催した。(開催回数) R3:書面開催
 - ※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から書面開催(資料送付)。
- ・ 介護給付適正化システムの活用を図るため、希望する保険者に対して国保連の担当者が直接訪問し、 システムから出力される帳票活用からケアプラン点検準備作業まで指導を行う取組を実施した。
- ・ 県介護支援専門員連絡協議会と連携し、保険者が実施するケアプラン点検に主任介護支援専門員を 点検員として派遣した。
- ・ 市町村職員がケアプランの基礎的な知識や客観的点検方法を習得することにより、保険者の点検体 制強化を目的とした研修会を今年度より実施した。

自己評価

- ・ 取組状況に差異はあるものの、全ての保険者においてケアプラン点検を実施する事ができた。
- ・ 今後も、県支援事業活用をすすめ、保険者の適正化に係る取り組みの充実を図る。

イ 管内保険者の自己評価結果の概要

・ ケアプラン点検に係る職員体制の確保に課題のある保険者もあるが、県支援事業の活用やシステム 導入等により、効果的・効率的なケアプラン点検方法の構築に向かっている。

ウ まとめ (ア及びイから考察した現状・課題と対応策)

- ・ 国保連、県介護支援専門員連絡協議会と連携して実施している県支援事業の効果が大きいが、活用 保険者数に限りがあるため、未活用の保険者へも活用を広げていく必要がある。
- ・ ケアプラン点検員養成研修等を充実させる等、保険者の点検能力向上や体制強化を図る。